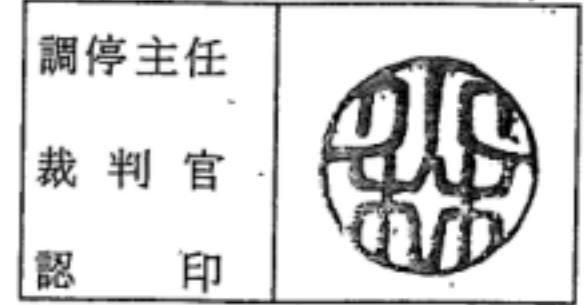


事件の表示 平成29年(ノ)第10号

調 停 調 書



期 日 平成29年11月1日午後1時30分

場 所 所沢簡易裁判所調停室

調停主任裁判官 小 林 力

民事調停委員 榎 本 清

民事調停委員 竹 山 登

裁判所書記官 市 川 恵理子

出頭した当事者等

申立人代理人 中 野 辰 久

相手方 [Redacted]

同

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり調停成立

当 事 者 の 表 示

[Redacted]

申立人 [Redacted]

申立人代理人弁護士 中 野 辰 久

[Redacted]

相手方 [Redacted]

[Redacted]

相手方 [Redacted]

相手方ら代理人弁護士 ジェイムス・ダカティ

申 立 の 表 示

申立の趣旨及び紛争の要点は調停申立書記載のとおり

調 停 条 項

別紙調停条項記載のとおり

裁判所書記官 市 川 恵理子

調 停 条 項

- 1 相手方らは、本件に関し、申立人及びその心情に対する配慮が不十分であったことを認め、謝罪する。
- 2 申立人と相手方らは、申立人がもはや「SW1.0 ファーランドLARPサークル レイムーン」の会員でないことを確認する。
- 3 相手方らは、申立人に対し、金4000円の返還義務があることを認め、相手方らは、申立人に対し、前記金員を本調停の席上で支払い、申立人はこれを受領した。
- 4 相手方らは、本調停調書を当事者の住所及び氏名を非表示にした上で、平成29年12月1日から平成30年11月30日までの間、「SW1.0 ファーランドLARPサークル レイムーン」で運営するウェブサイト上に掲載することを申立人に対し約束する。
- 5 申立人と相手方らは、本件が円満に解決したことを確認する。
- 6 申立人はその余の請求を放棄する。
- 7 申立人と相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 調停費用は各自の負担とする。

以 上

これは正本である。

平成29年11月6日

所沢簡易裁判所調停係

裁判所書記官 市川 恵理子